

# 災害対策マニュアル

社会福祉法人 新宿あした会

## 【共通編】

### 1. 基本方針等

#### (1) 目的

このマニュアルは、社会福祉法人新宿あした会（以下、「法人」という。）が、災害発生前の平常時に実施する被災影響を最小限にする事前施策、及び災害発生時に実施する利用者・職員の生命、身体の安全を確保する事後施策を定めたものである。

#### (2) 適用範囲

本計画は、法人の全事業所に対して適用する。

### 2. 災害発生前の平常時における事前施策

#### (1) 人員・組織体制

災害発生時を想定して、以下の人員・組織体制とする。具体的な任命は、「業務継続計画（BCP）別紙 危機時職員体制」に記載する。

##### 1) 対策本部の設置

対策本部は、法人本部が担う。事業所における利用者・職員の安全状況、建物の被災状況の把握、今後の対応（BCP 発動）の指示を行う。

##### 2) 各事業所における職務班の設置

各事業所では以下の職務を担う班を設置する。尚、事業所と本部間の連絡窓口は事業所長が担う。

###### ① 避難誘導班

自事業所の安全が確保されない際に、予め定められた避難所（他事業所）に利用者を誘導するなど、利用者の安全確保に努める。避難に当たっては、徒歩で行う。また、利用者の保護者への安全・確実な引き渡しも担う。

###### ② 安全確認班

自事業所建物の安全確認、インフラ稼働確認、近隣被災状況確認、消火などの防災作業などを行う。また、被災後の復旧作業も中心となって担う。各事業所の防火担当責任者は安全確認班に所属する。

##### 3) 事業所横断の駆付班の設置

その他時間帯（職員が事業所にいない時間帯）に被災した際には、近隣在住の職員が各事業所の状況を確認・報告する。

#### (2) 災害用備蓄

事業所ごとに災害用備蓄リストを作成し、必要な物品を保管する。

#### (3) 災害対策

##### 1) 地震対策

- ① ロッカー等に転倒防止装置を装着する。
- ② 高所に重量物を置かず、低所に置く。
- ③ 危険物を持ち込まない。
- ④ 自動出火防止装置を備えた火器のみ使用する。
- ⑤ 避難に支障を及ぼす物品を廊下、階段、通路に置かない。
- ⑥ 法人保有車の燃料タンクは常に 80% 以上にしておく。

##### 2) 水害（大雪、大雨、土砂災害対策）

各事業所は洪水浸水想定区域外にあるため、基本的に水害対策を講じる必要は無い（新宿区内の川沿いの想定区域も浸水想定時間は12時間未満）。但し、気象庁から東京都、または新宿区を対象に、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報や、その下のカテゴリである警報が発出された、または発出される可能性がないか、適切に情報取得に努める。

※特別警報としては、他に波浪特別警報、高潮特別警報があるが、地理的条件を勘案し、対象外とする。

### 3) 火災

①防火管理責任者が消防署による指示項目の点検を行う。

②定期的に職員、利用者による消火訓練体験等を行う。

## 3. 災害発生時に実施する事後施策

### (1) 広域災害（例：地震）の場合

#### 1) 避難場所

事業所の安全が確認されたら、事業所に留まる。安全ではないと判断した場合には、安全が確認された法人内の近隣他事業所に避難する。

※災害対策基本法では、高齢者や障害者など、自宅や避難所での生活が困難な人を受け入れる場所＝二次避難所が指定されており、新宿区では生活実習所、福祉作業所、障害者福祉センター、あゆみの家、新宿養護学校、子ども総合センター、障害者生活支援センターが主な二次避難所となっている。

#### 2) 利用者、職員、保護者の安否確認

予め定められた安否確認方法により行う。確認結果は、本部、事業所長が適切に職員、関係者と共有する。

#### 3) 利用者

B C P、災害対策マニュアル（事業所編）に従い、利用者を保護者に安全、確実に引渡す。何らかの理由で引き渡せない場合には、職員と共に安全が確保された西早稲田作業所で3日間過ごした後、二次避難所に誘導する。中落合グループホーム利用者は災害対策マニュアル（事業所編）に従い対応する。

#### 4) 職員

家族の安全が確認された等、業務遂行が可能な職員で対応する。

### (2) 水害（大雪、大雨、土砂災害対策）

気象状況、交通状況を把握し、必要な際には早めに利用者の降所判断を行う。

### (3) 火災

利用者は、避難誘導班と共に法人内の近隣他事業所に避難し、保護者等に引き渡す。安全確認班は、事業所周辺に留まり消防署等との対応、被災状況の把握、本部への報告等を行う。

## 4. 変更・廃止手続

本マニュアルの変更および廃止は、事業所連絡会議で討議の上、理事長が決裁する。

### <附則>

この規則は、令和5年12月4日より施行する。但し、令和6年1月1日より適用。